

議 案 第 52 号

松戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公営企業法の改正に伴い、水道事業の利益の処分に係る規定の整備をするため。

松戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（利益の処分の方法及び積立金の取崩し）

第5条 水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の20分の1を下らない金額（企業債の額からすでに積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たない場合にあつては、その額）を企業債の額に達するまで減債積立金に積み立てる。

2 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。

3 前2項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のため積み立てるものとし、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的

4 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正）

2 市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成24年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第10条」に改める。